地域事情に応じた運用を

RPF業界から新法施行に提案

談・(一社)日本RPF工業会 総務広報委員長
◉田墨 啓治氏

今回のプラスチック資源循環法の施行に当たっては、当会として業所管省にいくつか要望をして参りました。最終的に事業系の再資源化では、廃プラスチックを固形化した後、燃料として使用せず、ケミカルリサイクル原料に使用する場合は「再資源化」として認められました。プラスチックの性状により再資源化できないものの「再資源化等」では、「より効率の良い熱回収」として具体的にRPFを明記していただきました。

これも業所管省のご担当者様に、当会の主張をご理解いただけたためと感謝しております。地球温暖化対策の一助に当会員企業が貢献できることに喜んでおります。

「再商品化」には容リ法を準拠する

プラスチック資源循環法（以下、プラ新法）では、分別収集した家庭系のプラスチック資源を利用する「再商品化」のうち、燃料利用については、施行令で3つの方法が規定されました。その1つ目が「分別収集物を圧縮し、または破砕することにより均質にし、かつ一定の形状に成形したもの」です。

この施行令の案が昨年示された段階では、経済産業省と意見交換を重ねる中で「これはRPFに該当する」とずっと認識し、再商品化計画の大臣認定でも当然対象になると考えていたので、当工業会の会員企業にもその旨を周知していました。実際にこの間、当工業会には、プラ新法への対応を検討する自治体から多くの問い合わせをいただきました。中でも、地方のある県からいただいたのが、地域創生のために、その地域で出てくる廃プラスチックを、地域で加工して再商品化するスキームをつくりたいという相談でした。

この県内では、その段階で容器包装プラスチック（以下、プラ容器）を分別収集して容器包装リサイクル法（以下、容リ法）の指定法人ルートに乗せていたのは4自治体だけで、他の自治体は過疎地域ということもあって、容リプラを広域の処理施設で焼却していました。プラスチックを一括回収して指定法人ルートに流すためには、選別・圧縮施設をつくるための財源的負担という課題があります。

そこで浮上したのが、一括回収したプラをRPF業者が直接受け入れてRPFに加工し、地元の製紙会社とセメント会社に利用してもらうスキームを、勉強会で検討する準備を進めていました。

ところが、今年1月14日に閣議決定された政省令で、再商品化については、容リ法に準ずることとされたため、このスキームは変更を余儀なくされてしまいました。

地域インフラの最大活用を

その後、当工業会から県に提案させていただいたのは、回収したプラスチックをRPF業者が固化して、地元にある高炉メーカーの工場で、ケミカルリサイクルの材料として利用してもらうスキームをつくって大臣認定を受けることです。このスキームなら地産地消になり、地方創生につながります。逆に一括回収したプラを容リ法の指定法ルートに乗せてしまうと、自治体側はプラの受入先となる工場を指定できないので、地産地消スキームの構築が難しくなります。

地球温暖化対策推進法（以下、温対法）が地方創生に資する地域脱炭素の取り組みの推進を謳っている一方で、プラ新法が容リ法の入札制度に基づく指定法人ルートをそのまま活用して資源循環を目指すのというのは難題です。

その点で大臣認定制度を活用することで、自治体が取り組む温暖化対策施策とプラ新法で求めるサーキュラーエコノミーが実現できるのではないかと考えています。

焼却ごみを削減できても化石燃料の使用量は増加

もう1点指摘させていただきたいのは、新法に準拠した取り組みを行っていることが、循環型社会形成推進交付金の要件となったために、これまで国の方針に従って、廃棄物からの熱回収を積極的に推進してきた自治体ほど対応が難しくなった点です。プラスチックを分別しなければならなくなったため、焼却ごみのカロリーが低下して発電量が減少し、売電収入が大幅に減収することが懸案となっています。さらにごみのカロリーが低下する分、補助燃料として使用する化石燃料を増やさなければならないという課題もあります。

ある施設運営管理組合からは、補助燃料として、化石燃料の代わりに、分別収集したプラスチックをRPFに加工して利用することについて、当工業会に相談がありました。廃棄物燃料なら非化石エネルギーとして、少なくとも省エネ法ではCO_2の排出量にカウントされないことになります。

プラスチックを分別収集して焼却量を削減できても、化石燃料の使用量が増え、その分の温室効果ガスが増えてしまったり、プラ以外の低カロリーごみを減らす取り組みを進めつつ、ごみ発電の効率も考慮しなければ財政負担が増加してしまうことは、自治体にとって大きな悩みだと思います。

ケミカルリサイクルにRPF活用する実装へ

当工業会としては、経済合理性が適い、製品の品質が維持できる限り、ケミカルリサイクルも、マテリアルリサイクルもぜひ推進すべきだと考えています。しかし、一括回収したプラに対応できるインフラがまだ十分に整っていない中では、事業者が再資源化の事業計画をつくることさえできず、当面は様子見をせざるを得ない状況だと思います。

RPF業界としては、既存のインフラを使って、再資源化も含めてケミカルリサイクルの材料としてRPFを活用する仕組みを実装できれば、今後インフラが整ってきた時に、RPFを供給できる体制はすでに整っています。それまではエネルギーリカバリーが中心に推移すると考えています。

RPF利用がCO_2削減に

昨年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画の中で、別表として示された廃棄物処理における温室効果ガスの排出削減見込み量をみてみると、自治体による容リプラの分別収集量を、2013年度の66万tから2030年度には73万tまで引き上げることで、年間6・2万t—CO_2の排出を削減できると試算されています。

一方、RPFについては、廃棄物処理業界で2013年度に91万tだった製造量が、2030年度に150万tまで増えるという想定で、149万t—CO_2という圧倒的に高い排出削減効果を見込んでいます。繰り返しになりますが、これは地球温暖化対策計画の中で示された数字で、温対法で国が目指す2050年カーボンニュートラルに向けて、実装ではRPFを積極的に利用していく方向性が打ち出されていることに留意していただきたいと思います。

プラ新法が目指す資源循環のサーキュラーエコノミーと、温対法の基本理念であるカーボンニュートラルを同時に推進していくことがあるべき姿であり、資源循環を推進するためにプラ新法でいう再資源化しやすい製品設計が進むこと、廃棄時に回収しやすくするためのメーカー回収を推進していく土台が構築できることではないか。カーボンニュートラルに向けては、さまざまな方法論があってよいはずです。それぞれの地域で、それぞれの規模に合ったプラ循環の方法があるはずです。

RPFの需要については、昨年3月の時点で2030年までに新たに約100万tの希望があります。脱石炭の取り組みが産業界にあります。

国には、プラ新法の柔軟な運用を期待します。W